

第2回中野区子どもの権利委員会
(令和4年7月3日)

午前10時00分開会

事務局(子ども政策調整係長)

皆様、こんにちは。会議に先立ちまして、事務局からご報告いたします。草野委員につきましては本日欠席となっております。委員につきましては、委員の過半数が出席されていますので、委員会は有効に成立しております。

それでは、会議の進行のほど、よろしくお願いいたします。

内田会長

皆さん、おはようございます。これより、第1期第2回中野区子どもの権利委員会を開催いたします。日曜日のお休みのところ、お集まりいただきまして本当にありがとうございます。

まず初めに、前回ご欠席だった隅田委員、よろしいでしょうか。一言ご挨拶をいただけますでしょうか。

隅田委員

皆様、おはようございます。前回1回目、小学校の学校公開日と重なってしまいまして、児童サポートをしておりましたので、こちらに来ることができませんでした。大変申し訳ありませんでした。

改めまして、中野区で次世代育成委員をしております隅田亜弓と申します。よろしくお願いいたします。次世代育成委員は中学校区ごとに2名ないし3、4名で構成をされておりますので、簡単に計算しますと、中学校の校区を掛けることの2ないしは3で掛け算していただければなと思います。意外に次世代育成委員、たくさんやっております。私がやっております緑野中校区は、小学校が北原小学校と、それから、平和の森小学校と、緑野小学校も入りまして、緑野中学校を合わせて4校をサポートしていくという形になっております。民生主任児童委員さんのほうが、どちらかという個々の個人をサポートするのに対し、中野区次世代育成委員のほうは、団体と団体、それから、団体と学校をつなげていくようなお仕事をさせていただいております。このような大変な委員会に今回参加することになりまして緊張しておりますが、微力ながら頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

内田会長

どうもありがとうございました。

それでは、次第に入る前にですが、お手元の資料の恐らく一番最後に、私が参考メモとしておつけした資料があるでしょうか。「第2回中野区子どもの権利委員会参考メモ」という、私の名前で作成した文書があるのですけれども、こちらの1というところを少し見ていただけない

でしょうか。このメモ、今日の議事の進行上、幾つか皆さんに対して情報提供できるところを少し事前にピックアップして、メモにしたものになっています。それでやはり前回の第1回の権利委員会から、今回の第2回の権利委員会にかけて、子どもの権利をめぐる状況で一つ非常に大きな変化があったかと思えます。「こども基本法」等の成立ですね。こちらのほうを少し条文で参考にしていいのではないかとこのところを引用してきました。全部はいきなり目を通すことはできないかなと思うので、後でゆっくりお読みいただければと思えますけれども、要するに、1994年に日本が初めて子どもの権利条約を批准して、それから28年たってようやく子どもの権利の包括的な基本法がようやく成立をみたというのが非常に大きな変化だったかと思えます。そういうこともありまして、改めて条文のほうを私たちもう一度確認しておきたいということで、共有をさせていただきました。

例えばこども基本法に対する附帯決議というのが1ページの下からあるのですけれども、こども施策の実施を中心的に担っていくのは地方公共団体である。その次、2ページ目になりますかね、4というところを見ると、こども施策の実施を中心的に担うのは地方公共団体であると、その地方公共団体における子どもの施策も当然この基本法と基本理念にのっとり行われなければならないということで、1ページ目、こども基本法の基本理念第3条で、例えば3、4というところをピックアップしましたけれども、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」。

また、4、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」。

また、その次の第5条、「地方公共団体の責務」というところで、「基本理念にのっとり、こどもも施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」。

そして、第11条、「こども施策に対するこども等の意見の反映」というところで、「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」と。

このように規定されているということを改めて私たちもう一度踏まえながら、この子どもの権利委員会の取組を、丁寧に子どもたちの声を聞き取りながら、進めていければと改めて思っているという次第です。

それでは、次第のほうを確認していきたいと思います。

今日は、まず1点目が「課題の整理」、それから2点目、「子どもの権利に関する理解促進に関する検討」、3点目で「子どもの意見表明・参加の促進に関する検討」、4点目、「子どもへの意見聴取に関する検討」、で「その他」、何かありましたらということで、以上の議事に従って進めていきたいと思います。

では、まず議題の1です。「課題の整理」についてですが、資料の1番、第1回委員会で共有した主な課題について、こちらのほうをご覧ください。第1回委員会で皆様からお話いただいた様々な課題をこのように整理をしました。具体的には見ていただきたいのですが、各委員から出た意見として、検討用基礎資料からは、地域も巻き込んで様々な取組をやっていけるとよい、自己肯定感の低い子どもがおり気になるといった意見が挙がっていました。

また、各委員が感じている子どもを取り巻く現状と課題については、カテゴリーごとに分類をして、4ページのとおり、見えてきた課題、それから検討の柱を四つに整理しています。ひっくり返していただいて、4ページ目をご覧ください。

まず、一つ目、「子どもの権利に関する理解促進」ですけれども、普及啓発について、リーフレットやチラシを配布しても見ない子どもや保護者もいると。あるいは、子どもへの啓発も重要だが、大人自身が子どもの権利を学ぶ機会が必要であるといった意見が挙がりました。このことから、現状の広報・周知のやり方では子どもや保護者に伝えきれないことがあるということ課題として挙げまして、この権利委員会で、子どもの権利の効果的な広報、それから普及啓発の手法について検討していきたいと思っております。

それから、二つ目、「子どもの意見表明・参加の促進」ですけれども、前回の委員会では、就学前の子どもも十分に意見や思いを持っているとか、積極的に発言できる子ども、また、そうでない子どもなど様々な子どもがいるので、聞き方の選択肢を増やしたほうがよいといった意見が挙がりました。こうしたことから、様々な子どもに様々な手法で、意見や考え、思いを聞く必要があるということ課題として挙げて、子どもの意見を聞く場、それから仕組み、聞き方の手法についてこの権利委員会で検討していきたいと思っています。

それから三つ目ですけれども、(3)「子どもの居場所、学びと活動の充実」、これについてですが、前回の委員会では、家庭と学校以外の居場所があるかないかはとても重要だ、子どもが持っている個性や性質を認めてあげる環境がもっと必要だと思う。地域の中でも学びや活動の場がさらに広がるとよいといった意見をいただきました。このようなことから、家庭や学校以外の居場所、それから幅広い学び、活動の場、こういったものが必要であるという課題を

挙げまして、子どもがほっとできる居場所、それから学び、遊び、活動できる環境整備について検討をしていきたいと思っております。

そして(4)、「子どもの権利侵害の防止、相談・救済」ですけれども、こちらについては、サービス、それから支援を必要としていても、つながっていない子どもや保護者がいる、近くに頼れる場所や人がなく、孤立している保護者がいるといった意見が挙がりました。このことから、どこにもつながることができていない子ども、必要な支援につながっていない子どもや保護者がいるということを課題として挙げまして、子どもの権利侵害の防止や、安心して相談・救済を求めることができる体制整備について検討していきたいと思っております。

最後に、五つ目で、「その他、子どもへの意見聴取」ということなのですが、前回の委員会では、条例制定までの過程で取りこぼしてしまった子どもの意見を聞きたいという意見が挙がりました。したがって、これから推進計画に盛り込むべき事項を検討するに当たって、これまで聞けていない子どもに対して意見聴取を行っていきたいと思っております。子どもへの意見聴取については、議事の四つ目、「子どもへの意見聴取に関する検討」というところでまた、皆さんと議論をしていきたいと思っております。

資料1の説明は以上となりますけれども、皆さん、確認をいただきまして、いかがでしょうか。まとめていただいたものですが、何か重要なところが抜けているとか、何かもしそういったことがあれば、あるいは何かまた、まとめを聞いていただいて、さらにご意見等あれば、お話しただければと思うのですけれども、どうでしょうか。大丈夫ですか。含まれていますか。全部入っていますかね。よかったですと思います。

それでは、内容について、前回の振り返りをさせていただいたということで、この四つの柱についてこれから検討を進めていきたいと思っております。

今日はですけれども、まず柱の一つ目、二つ目についてこれから議論をしていきたいと思っております。それから資料なのですが、これから議論をしていくに当たって見ていただきたい参考資料として、参考資料の1、「子どもの権利を保障したい子どもの居場所」こちらのほうの資料をご覧ください。お手元にありますでしょうか。こちら相川委員が作成してくださったということで、子どもの年齢別に子どものいる場所を分かりやすく、まとめてくださっています。これからその四つの柱を検討していく際に、必要な施策とか、広報の検討ですとか、意見聴取の抜け、あるいは、漏れのチェックなどを行う上でとても参考になるかと思っております。ですので、こちらの資料も、ぜひ活用させていただきながら、議論を進めていければと思っております。相川委員、こちらの資料について、もし何か簡単に皆さんにご紹介いただければと思うのですけれども、

どうでしょう。

相川委員

こちらの「子どもの権利を保障したい子どもの居場所」なのですけれども、やっぱり子どもの居場所はいろいろな種類があるなと作成しながら感じました。もちろん、まず第一に家庭、次に日中多くの子が過ごすであろうセカンド・プレイスと言えるような場所、あとは、それ以外にも必要だと考えられるサード・プレイスと言われるような場所にまず分類できるのではないかなと思って、一番左に列を設けてあります。

それぞれに対して私が思いつく限りで今、中野区にあるものをちょっと記載しております。抜け漏れも当然あると思いますので、皆さんからご意見いただいたら足すような形で今後も参考資料として充実させていければいいなと思っております。

例えば私が作成後に気づいた不足している項目として、ベビーシッターがなかったりですとか、放課後子ども事業という形でプレーパーク以外の事業もあるなということに気づいたりしております。また、こちらは私の勝手な希望なのですけれども、できれば一番右の列に、関連する中野区の部署がもし書けるのであれば追記していき、子どもの権利と各部署がちゃんとつながっていかなければいけないよねということも可視化していけたらいいなと思っているところでございます。以上です。

内田会長

どうもありがとうございました。大変分かりやすいですし、ぜひ皆さんもこれ、たびたび眺めていただいて、どんどん思いついたところを更新していけるといいですよ。いろいろ、こういった取組があるということはこのファイルに落とし込んでいってアップデートしていくといいのではないかと思いますので、もし皆さんもお気づきの点がありましたら、適宜お知らせいただければと思います。子どもの居場所については、今日ではなくて、第3回のテーマとしておりますので、資料の内容に関する議論は、また第3回のところでお願いできればと思っております。というのがまず参考資料1の説明です。

続いて、議事の2番目、「子どもの権利に関する理解促進に関する検討」、こちらについてなのですけれども、検討の柱の一つ目ということです。それでは、まず事務局から資料の説明をお願いいたします。

事務局(子ども政策調整係長)

それでは、資料2「子どもの権利に関する普及啓発の取組について」をご覧ください。こちらにつきましては、考えられる取組を対象と手段に分けて整理した図となっております。記載さ

れているのは、今年度に実施予定の取組で、まずリーフレットについては、小学校低学年(1～3年生)の3学年ですね。その後、小学校高学年(4～6年生)、中高生、大人向け、の4種類を作成予定でございます。

また、子ども向けの出前授業や、教職員などへの研修を行うことを予定しております。さらに11月20日の中野区の子どもの権利の日に合わせて、講演会を実施する予定であります。資料の説明については以上となります。

内田会長

ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明について、何か質問などありますでしょうか。普及啓発についてなのですが、様々な手法が考えられるかと思うのですけれども、何をどこから実施するべきか、どういった手法が有効か、こういったところについて、今、少し時間をとりまして議論をしたいと思っております。どこからでもよいのですが、例えば子ども向けに対して、それから大人に対するもの、大人というところも、保護者というところもありますし、職員、教職員、また、様々な子ども関連施設の職員というところもありますし、それから、地域の住民というところもあるかと思えます。子どもの権利に関する理解を促進していくところで、子どもに対することと、また、子どもが子どもの権利を知ることだけではなくて、大人も子どもの権利をよく知らなければならないということで、大人向けにも、この子どもの権利に関する普及啓発をどのように進めていけばよいかというところで少し皆さんからご意見をいただきたいなと思っております。

例えば、保護者というところ、少し私が見つけた資料もご覧いただいてもいいでしょうか。資料番号が入っていない一番最後に入っていたもので、10ページにわたっている資料なのですが、何か議論のときの素材にもなればと思ひまして幾つか持ってきました。3ページ目からですが、ちょうど私が関わっていた、川崎市の子どもの権利委員会で条例認知の手段、それから望ましい広報というところでアンケートをとったことがありました。その前段のところ、条例認知の手段で、どういったルートから子どもたちが子どもの権利を知っているのか、あるいは、川崎市であれば川崎市の子どもの権利条例を知っているのかということで、每期、アンケートをとっています。その結果が、3ページから4、5ページと続いているのですけれども、見えてきていたのが、子どもの年齢は小学生、中学生、高校生と、それぞれ分けて見ても、やはり一番多いのが、学校の先生の話と、学校で配付されたパンフレット、ここの回答が一番多かったというところでした。つまり、パンフレットというところと、また、その配付のとき等、学校の先生から話があって、それによって権利を知ったという回答が一番多かったというのが川崎

の実態でした。これは2012年の結果ですが、毎期、この条例認知の手段については聞いていて、この特徴は、特に毎回変更がない、特に変化はない状況でした。参考程度に、学校で知るというのがやはり一番大きいのだということ、それが川崎市からはうかがえたのですね。それからあと、大人、職員というところも併せて見ると、大人についてですと、18歳未満の子どもがいるかいないかというところ、18歳以上の子どもがいるか、あるいは子どもがいないか、というところで、少し回答にばらつきがあったのですね。やはり、18歳未満の子どもがいる大人については、学校で配付されたパンフレットというのがもう6割になっています。学校で配付されたパンフレットを見る機会が恐らくないと思われる、子どもの年齢が18歳以上になっている大人であったり、子どもがいない大人で最も高い回答というのが、新聞やテレビといったところになっていたというのが、この結果でした。

職員のところも併せて見ていただくと、学校関係の職員、施設関係の職員で分けて集計したのですが、これは一番多いのが職場での話、そしてパンフレットというところが高かったと、そのような結果になっていました。他自治体ですけれども、子どもの権利条例を日本で初めて制定して、その条例の認知について継続的に調査をしてきたのですけれども、その結果、このような結果であったということも一つ、参考にはなるかと思ひまして、資料のほうを皆さんに提供させていただきました。そのようなところで、では中野区で子どもの権利に関してどのような普及啓発をしていけばいいかというところで、資料2を見ていただきながら、何かこういってところで行うと効果的ではないかとか、どんなことでもいいのですけれども、中野区で子どもの権利に関する理解が促進されるためにどのようなことが考えられるか、どこからでもいいので、何か思いつかれる方はいらっしゃいますか。

別當委員

思いついたのが、子どもの権利条例のPRビデオをつくって、中野区のホームページに飛んだら、まずその動画が流れて、普通の画面に入るとか、あとその動画をいろいろな伝え方をするのですけれども、子どもの小学校や中学校で使っているタブレットにアイコンを載せて、それを押すと動画が見られて、さらに詳しく見たい人はPDFか何かにポチッと飛んで、中野区のホームページに飛ぶというのはいいかなと思いました。中野区は芸人さんなどが多いので、芸人さんで興味を引かせて、動画を面白く、見てもらいやすいように、伝えやすいようにするのもありかなと思いました。

内田会長

中野らしさというか、中野の特長というところも生かせるのですね。私そういうところもちよ

っといろいろまだ知らないところがあるので、ちょっといろいろ教えていただきたいなと思うのですけれども、いいですね。まず子どもの興味を引くところがまず第一ですので、いいご意見をいただきました。

高木委員

私はこのグラフを見まして、一番、学校の影響がすごく大きいと思ったのです。そういった意味では特に小中なんかはこの教育委員会が管轄していますので、ホームルームの時間とか、学活というのですか、小学校では。その時間にお話ししていただいて、パンフレットを配っていただいて、それからPTAと連携して、普及啓発をやっていけば効果が上がるのではないかと思います。そういった働きかけを行政のほうから連絡していただいて、やっていただければどんどん進むのではないのでしょうか。そんなことを思いました。

内田会長

ありがとうございます。どうですか、今のいろいろなご意見に対して、大橋委員、お願いします。

大橋委員

資料3個目の中の、アンケートですね。2012年の集計ということですが、特徴的なのは学校の先生のお話と、学校で配付されたパンフレット、ここの集計が圧倒的にやっぱり多いということであるのですけれども、10年前のデータでして、入り口はやっぱり学校なのだというのはよく分かるのですけれども、今、学校の先生のお話よりも、先ほど出ましたYouTube、動画、子どもは動画ばかりなので、動画から、そこをフックに進めていくといいのかななんて思った次第です。パンフレットもいいなと思うのですけれども、PTAで結構拳がってくる声は、「子どもが手紙を出さない」と。カバンの中でくしゃくしゃになっているということが非常に多いですね。なので、もしパンフレットを使うのであれば、やっぱり授業で取り上げていただいて、その中から思ったことをレポートというか作文というか、かなり原始的なやり方ですけれども、そういった形をとらないと、何となくパンフレットも右から左で家庭の中で資源ごみになるような気がしております。以上です。

内田会長

そうなのですよね。川崎市の計画は、確かに古いですね。私が今ちょうど取り上げている期が、子どもの権利条約、川崎市から2001年、日本で初めて制定をして、施行して条例の認知度がどんどん下がっていった、下がっていった認知度を何とかしなければならぬって言って、ちょうど第4期の子どもの権利委員会で、子どもの権利条例の広報啓発というのが諮問事項

になったのですよね。その年にあった調査結果ということもあって古いのですが、持ってきたのですけれども、そうなのです、その後の第5期、6期、7期と継続的に同じ調査をしてきて、やっぱり学校というところが非常に大きいというのは結果としてあって、そこは一つ大きいのかなというのは私も感じていたところでした。

もう一つ、追加でお話すると、川崎市で私が今も関わっている委員会で、子どもの権利の学習資料検討委員会という委員会がありまして、教育委員会の委員会なのですけれども、そこで指導主事さんとか私たちのような委員とか、あと退職された先生方とか、そういう方々と、実際に権利学習のための指導案づくりや、パンフレットの検討ももちろん、見直しもしているのですが、先生方で具体的な指導案をつくって、それをクローズドのネットワーク上で共有されているのですよね。先生方の声で、一方であるのが、権利学習を授業の中で取り入れたいけれども、授業の準備をすることができない、そういうお話が切実にあって、それもあって、そういった権利学習の資料をつくって共有をしていこうという、そんな取組がされているということがありました。ですので、特に学校というところが子どもたちに大きいのであれば、また、授業で取り上げるというのがやはり一番理解が深まりやすく、パンフレットで子どもの権利、子どもの権利条例というのを見たことはあるけれども、名前を見た程度であるという認知度も多いのですね。具体的に権利の中身についてまでグッと理解を深めるには、やっぱり何か先生からの話が非常に大きくて、そういったこともあって権利学習の資料の検討ということを条例制定後からずっと続けてきているということはありません。それでも、なかなか認知度が上がっていかないという問題が一方ではあったのですけれども。ただその一つ、学校というところは考える必要があるのかなと私も思ったところ。あとはやっぱりYouTubeですかね、そういった今の子どもたちが手にしやすいメディアで、触れられるようなそういった工夫というのは、今に合わせていくべきではないかなというのは私も思った次第です。

それからどうでしょう。

相川委員

私もすごく今、子どもにとっては動画の視聴機会が多いと感じています。昔だったら漫画だったのかもしれないのですけれども、漫画を読む子さえも減ってきてしまっているのかなという印象を受けています。動画を作るのであれば、芸人さんとコラボしたり、この間ニュースで少し話題にもなった「ゆっくり実況」といったもの、うちの息子は自分で動画をつくったりするので、そういった動画をつくるコンテストを開催する、子どもからも募集するなどしても面白いのかなと思いました。

あとは、中野区は町会でここ数年毎年ウォークラリーをやってらっしゃると思います。その実施する際のテーマを子どもの権利にしてみるのはいかがでしょうか。言葉を集めていくと、「子どもの権利」になるとか、そんな取組もできたら面白いのではないかなと思っています。

あと、我が家には公立中学1年に進学した子供がおります。配布されるのか？と思っていた生徒手帳が配られていました。区内の公立中学では生徒手帳が配布されるようなので、区内の生徒手帳の後ろには「子どもの権利」が載っているという形にできないでしょうか。子どもたちも暇なときに手帳を取り出して読むこともあるのではないかと考えています。生徒手帳に載っていて、「こういうものがあるのだな、違和感を感じた際に自分の意見を言っているのだな」と思えるきっかけになる、そんな環境ができるといいかなと思っています。

小保方委員

この資料2を拝見してどういうコンテンツを準備するかというお話かなと思いました。なので、最初におっしゃってくださったとおり、私も動画があるといいのかなというのは思いましたし、そこに中野らしさが出れば、さらに中野区の取組としても出せますし、YouTubeに出れば、ほかの区の子どもも見られて、さらに啓発活動が進むのかなと思いました。コンテンツとしては今書いていただいているのと、動画というところがいいのかなと思ったのですが、用意したコンテンツをどうやって周知していくかというのがやっぱり大事なかなと思っています、いいものをつくっても知られないとなかなかもったいないので、やっぱり学校を通してという中で先生方がその準備が難しいのであれば、おっしゃるとおり、権利委員会で用意したものを活用していただくというのも必要だと思いましたし、あとは、そこで学んだことを子どもたちがいかに家庭に持ち帰るかということも大事なかなと思っています、押しつけることはちょっとできないかなと思いつつも、授業で聞いた内容を5分間ご家族に話してみようみたいな、動画を見てそうだなと思っても、次の遊びになると子どもたちはすぐ忘れてしまうので、その後に誰かに話すことによってもう一つ理解度が深まるかなと思うと、そういった仕掛けがあってもいいのかなと思いました。

内田会長

いいですね。拍手も出ました。ありがとうございました。ほか、どうですか。

田谷副会長

皆さんすばらしい。小学生は分かるのですが、幼稚園・保育園のところはまだ出てきてないですね。ここは多分、子どもの権利における人生最初の保障の部分なので、大事にしていかなければいけないと思うのと、あと、大人のところがまだ出てないですね。私は先日、CAPの研

修に行ったのですけれども、子どもたちは全員それぞれの学年で受けるのですが、保護者に対して、事前にこのようなことを子どもたちに行いますという会がありました。150人程度の子どもを通う小学校で、参加したのはたった6人だったのです。平日の昼間だったということもあるのですが、6人は少ないと思いました。そのため、子どもたちが自分は権利を持っているということを知ることでも大事ですが、大人に伝える場面もつくらなくてはいけないので、大人向けと、幼稚園・保育園に対して何をするかというところで、皆さんのアイデアをいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

内田会長

という新たなお質問なのですけれども、なかなか幼稚園・保育園という段階で、子どもの権利をどう伝えていくのかというところですね。

大橋委員

保育園とか幼稚園の先生向けの研修をどうやるかというところだと思いますね、そこが大事になってくるのかなとは。

田谷副会長

幼稚園・保育園の職員研修。

大橋委員

そうですね。そういう意味では、乳幼児の子を持つ親向けの講座みたいなところも一方では出てくるのかなと。きっと子どもの権利のことをやっている、大人とか親自身の権利の問題にも絶対関わってくるので、やっぱりそこが保障されていないと子どもの権利に行けないので、併せてそこをやる必要があり、人権と子どもの権利を意識した取組にしないといけないと思います。

内田会長

私も、特に乳幼児期、就学前の子どもに対する権利に関する普及啓発についてずっと考えていたところで、今、職員研修で、あるいは保護者に対する講座であったりというところはもちろんなのですけれども、子どもたち本人に対しても権利学習の対象として考えるということは全く無理と考えられてしまいがちなかもしれませんが、むしろ就学前の子どもたちに分かりやすいように、子どもたちにちゃんと分かりやすい言葉で、しかも、日常生活の中で、権利を実はこう考えていいような、具体的な内容で話をすることは十分可能で、今日も、後々の話で、意見聴取のところで、乳幼児の子どもたちというのも調査の対象に入れているのですね。この委員会で乳幼児期の子どもたちをどう捉えるかというときに、他自治体では乳幼児期の子ど

もたちの意見を聴取するために保護者に代弁してもらおうとか、そういった対応をとることが多いですけれども、そうではなくて、子どもたちも話をする事ができて、自分の思いを伝える事ができて、またそういったことを伝えられる権利の主体であるという捉え方は大事なかなと思っています。直接話を聞くことがやはり大事なかなと思っています。むしろ、子どもの意見表明というのは、子ども自身に意見表明をする能力を求めることではなくて、むしろ子どもたちのいろいろな言葉にならないところの思いを含めて、大人がどう聞か、むしろ聞くそのスキルが求められているということなので、むしろ私たちが試行錯誤をして子どもたちに何らかの形で直接話を聞く、あるいは、こういった権利を直接伝えるということを考えてよいのではないかなと私は個人的に思っていたところです。

林委員

そういう意味で、どういうやり方ができるのかというのはあると思いますので、逆にその手法開発ではないですけれども、乳幼児の子どもの声の聞き方というところは、やれるかやれないかはともかく、やっていく必要が絶対にあるので、どういうやり方があるのかというのは、いろいろとアイデアを逆に求めるというか、好事例を集めていくというやり方はあるかなと。私、実際、2018年にドイツに主権者教育の関係で視察に行ったときに、保育園の4歳の子のまちづくり、民主主義教育の現場を見させてもらって、公園づくり、乳幼児の声を聞くワークショップみたいな場にちょっと行かせてもらったりして、そこを意識してドイツでは子どもの権利だよねということでやっていったので、そういった事例も含めて、工夫されている先生方とかいっぱいいると思いますので、そういった事例を集めて共有していくというところで、その中での中野らしさみたいなのが見えてくるといいのかなと。

高木委員

私、この委員に任命されまして、前回で、一つは自分に分からないことがあったのです。乳幼児期の子どもたちの思いをどう聞くのか。今お話を聞いて、逆にその思いをこちらがとる、そういったスキルを身につける。そういう研修のプログラムを中野区でつくっていったらいいのではないかと、今から自分も学びたいと、そういうことを今、感じました。

小保方委員

幼稚園・保育園の子どもたちの声を聞くというのは私もすごく大事なかなと思っていて、今度、子ども会議という映画、ドキュメンタリーでやると思うので、そこでもやっぱり子どもたちがサークル状になって、先生がうまく子どもたちの意見を引き出すというところのドキュメンタリー映画だったと思うのですけれども、やっぱりそういう場をつくっていくというのと、子どもの

本音を引き出すスキルが絶対必要だろうなと思っています。それはやはり現場のことをよくご存じの先生方からどういう方法がベストなのかというのを聞きした上で、子ども会議のやり方がいいとも限らないので、どういう方法がいいかとヒアリングするのはすごく賛成でした。もう一つ、大人向けのほうなのですけれども、リーフレットやホームページの見せ方、結構慎重にやったほうがいいかなと思うのは、子どもの権利があるのでみんな守らなければいけないですよという感じのメッセージだったときに、虐待している可能性のある家庭は多分隠すことをより強くしてしまうと思うので、やっぱりこういうことがありますよと周知することは大事なのですけれども、モヤモヤを抱えていたり、もしかしたらこの間のは虐待だったかもしれないと思っている親御さんが見たときに、それをプレッシャーと感じずに、何か吐き出す場所を同時に案内しているとか、やっぱりみんな誰もがそういうモヤモヤを一度は抱えると思うので、その辺の見せ方というのはすごく検討を重ねてやったほうがいいかなと思いました。

内田会長

すごく大事な視点をいただいたのではないかと思います。話していいのだよというところが伝わるというですね。守らなければいけない、やらなければいけないというのではなくて、今もし困っているのだったら、それも相談していいのだよというメッセージを伝えられるといいですね。

小保方委員

プレッシャーに感じない見せ方というのも必要ななと思いました。

相川委員

乳幼児向けということですと、前回も言いましたけれども、中野区には、保育の質ガイドラインというものがあまして、その前段の部分に、子どもの権利に基づいてどうたわわれています。ガイドラインに基づいた職員向けの研修をしっかりと継続的にやっていくことが大事かなと感じております。

一般の大人向けということですと、もちろん、教職員向けも当然大事なのですけれども、中野区のほっとネットの方ですとか、一般の方で子どもに関心のある方にまずその知識を持っていただくことが大事かなと思っております。

中野区には、川崎市にはあるネットワークとか、ほかの自治体には結構ある、幅広い子育て支援団体がなんとなく緩くつながっているネットワークが存在してこなかったと感じています。また、中野区では、新宿子育てメッセとか、世田谷子育てメッセとか、品川子育てメッセだとか、いろいろな自治体にある子育てを応援するメッセがありません。2013年から数年間「なかの

育フェス」という、民間有志がなかのZEROを借りて実施するというイベントは開催されており、私も少し関わっていました。開催時には中野区もブースを出して下さって、そこで「こんな児童館がありますよ」といった紹介などはされていました。そういった中野の子育てに関心のある人がつながるネットワークというものがあったら、そこを経由して関心のある方にまず子どもの権利を学んでいただいて、広がっていくといった形がとれるのではないかと考えています。

内田会長

なるほど、そうですね。私、今そのお話伺って、例えば中野区の子どもの権利の日、このイベントの日に、講演会というのもあんまり面白くないと思うのですけれども、講演会ではなくて、全区民で子どもの権利について日常的なところから話し合える場にしたり、今おっしゃっていた子育て支援の団体がいろいろあって、それぞれがまだ点であるならば、その人たちがその場でつながれるような、そういうことを生み出せるイベントとして、これを活用できるといいかなと思って今、伺っていました。個人的な意見ですけれども。

私、もう一つ、お話ししてもいいですかね。また、私のメモなのですけれども、参考メモの一番後ろを見てください。「乳幼児の子どもへの意見聴取」のところで話ししようかと思っていたのですが、これもぜひ参考にしてください。国連子どもの権利委員会の一般的意見7号という文章です。「乳幼児期における子どもの権利の実施」ということで、国連子どもの権利委員会の一般的意見というのは、子どもの権利条約をより詳細に説明してくれている文章になります。これは特に、乳幼児期における子どもの権利というのはどういうものなのかということで、例えば「乳幼児の意見および気持ちの尊重」というところで、第12条の子どもの権利条約、意見表明、子どもの意見の尊重というのが、乳幼児においてもこれは適用されるものだということを説明しているところになります。「乳幼児は未発達で、基礎的な理解力、意思疎通能力および選択能力さえないと見なされてきた」と。でも、委員会は、第12条というのは、年少の子どもと年長の子どもの双方に適用されるものであるということを強調すると言っています。最も幼い子どもでさえ、権利の保有者として意見を表明する資格があるのであり、その意見はその年齢および成熟度にしたがって、正当に重視されるべきであると説明をしています。また、その下の(c)というところで、締約国に対して、「乳幼児が関連のあらゆる場面における日常的活動のなかで漸進的に自己の権利を行使できるような機会の創設に、親、専門家および担当の公的機関が積極的に関与することを促進するために、必要なスキルの訓練の提供を含め、あらゆる適切な措置をとるべきである」としているのですね。「参加の権利を達成するために

は、おとなが子ども中心の態度をとり、乳幼児の声に耳を傾けるとともに、その尊厳および個人としての視点を尊重することが必要とされる」ということで、今、皆さんからのご指摘もまさにここに關わるご意見をいろいろいただいたところですが、子どもの権利条約の特に12条というのは、子どもが言葉を話せるようになってからとか、意見を言えるようになってからとか、そういうことではなくて、言葉にならないところも含めて、それは子どもにとっての意思の表明であって、それを理解しなければならないのは大人。大人がそのスキルの訓練をしなければならないし、その訓練の必要なところに提供しなければならないという、大人にそのスキルを求めているということも併せてちょっとご紹介をしました。

そして、その下、私のほうで知っている事例で、これもまた外国の事例なのですが、先ほど林委員からドイツの事例がありました。これはニュージーランドの事例で、幼稚園児27人にこういう取組をしたのだそうです。一つは、自分のまちでどういうことをしたいかということを手帳になってディスカッションをする。あるいは、マッピング・エクササイズと言って、どんなまちをつくりたいか、絵が描かれているカエルを並べて考えるというエクササイズ。三つ目も、面白いなと思って、こんなこともできたらいいのではないかなと思ったのですが、近所のお散歩といって、子どもを先頭にして近隣を歩いて、興味のあるところ、それから好きなところ、嫌いなところを教えてもらう、そんな取組も就学前の子どもたちとできるということですね。子どもたちは、自分たちが親しんでいる場所を誇らしげに案内して、好きなところ、嫌いなところを教えてくれたと、この研究では報告をされていて、例えばこういうところが危ないよとか、危ない場所、物を指摘した子どももいたということでした。ですので、こういった事例も踏まえまして、乳幼児の子どもたちにも、子どもたちが話しやすい環境をむしろ私たちが整備をして、話を聞いていくことも併せて考えていく必要があるかなと思っております。

ということで、乳幼児のところはちょっとそんなところでご紹介もしました。そのほか何か、資料2を改めて見ていただいて考えられる取組として、今、私たちの範囲で考え得るところ、おおよそお話しただけででしょうか。

林委員

先ほど、内田会長からありましたけれども、11月20日の子どもの権利の日というイベントがちょっと今どう準備されているのか分からないのですが、行政側から来てくださいと言うだけではなくて、既に中野区でいろいろと子どもの権利のために取り組まれている団体はいっぱいあると思いますので、そういった人たちと実行委員会を組むのかどうかはあれですけれども、川崎市は、子どもの権利の日の集いは市民企画事業というのが必ずあって、10人から

20人くらい、要は自分たちがやっている団体、そのときに合わせて、あるいは、11月20日前後で、どこかでやればよいと思うのですけれども、そうやって区民参加型でやれたらどうなのかなと思います。その中で保育園とか就学前の子ども向けにやっている子育てサークルの方が何かやる、絵本の読み聞かせでもよいと思うのですね。あるいは、ハイティーン会議が何か紹介する、ちょうど11月20日は予定が入っていましたけれども、そういったことを入れるといった形で、単に区民をお客さんにするのではなくて、自分たちもやっているよというところが、PTAの方も含めて、いろいろやれると「自分たちのものなのだな」と思えるし、子どもが何か企画を持っているかもしれませんので、何かそういったことがやれたらなと思いました。あと、動画コンテストというのが相川委員からありましたけれども、動画、それはすごくいいなと思っていて、でもきっと10分や20分やると大変なので、1分くらいの、TikTokとかで流せるような、気軽な、中高生はそれしか見ないので、そういう単発的なものなどを何か集めてやっていく。今回やれるかどうか分からないですけれども、今後のところでそういうのをやって見せていくというのは、ありではないかなとちょっと思いました。

内田会長

11月20日の準備は今どういう状況なのですか。

事務局(子ども政策担当課長)

11月20日の子どもの権利の日については、予算で固めているものとしては、会場を押さえ、講師の方を呼んで講演をいただくという内容で今年度は考えています。我々だけの事業ではなくて、例えば、会場として中野坂上に新しくできた中学校の複合施設、その教育センターの会議室を借りてやろうかなと思っていて、そうすると同じ建物に図書館が入っていたり、様々な施設が入っているので、そういったところにも何か連携するようなイベントができないかというのを今、調整しているところなので、やっぱり我々だけで何か一つイベントをするのではなくて、関係する方々が一緒にイベントをすることでさらに波及効果を得られると思うので、関係していく団体の輪をどんどん広げていくことが必要なのかなというのを今のお話を聞いて思いました。来年、再来年と参加して連携する団体や事業所を増やしていくことが、子どもの権利の日の普及啓発のあり方なのかなと今、感じました。ご意見ありがとうございます。

内田会長

ぜひ、中長期的に考えていきたいと思いました。そのほか、どうですかね。

別當委員

子どもの幼児から乳児から全部含めて、子どもの意見を吸い取るという部分で思いついたのが、やっぱり学校というステージが一番となると、保育園・幼稚園も朝の会があるじゃないですか。小学校も朝の会というのか何かありますよね。中学校・高校もあるのかちょっと分からないですけど、その時間をやっぱり先生からの一方的なお知らせとか、報告だけではなく、ちょっとディスカッション形式で、昨日あったことでもいいし、気になっていることでもいいし、みたいに話し合う時間というのを習慣化させる教育現場みたいな。

一回、フリースクールみたいなところの見学に行ったことがあるのですが、朝来たら、まずディスカッションする。輪になって、話し合う時間から始まるというのを聞いて、その学校では1日自分がやることを自分で計画して発表する、そのとおり、自分は帰りまで遂行するみたいなことをやっていたのを見たことがあって、そういういろいろな世界の国の教育現場を見てきた人がやっているフリースクールというのはすごく参考になるのかなと。それを普通の小学校とか幼稚園や保育園でもちょっと時代に合わせて取り入れていく。ヒアリングできる時間の習慣、踏襲みたいなのはすごくいいのかなと思いました。

あと、戻ってしまうのですが、子どもの権利条例の、例えばロゴマークみたいなのをつくって、中野区のあちこちに貼っておいて、それを見つけたらパシャッと写真を撮って、インスタに上げるとか、この間どこかの区の老朽化したマンホールをインスタに上げるというやり方で自治体が把握して老朽化を直していくみたいなを見て思ったのですが、ロゴマークをつくって周知するとか。

昨日の夕方、公園で遊んでいたら、公園はやっぱり子どもたちが話しかけてきたりするのですよね。ちょっとウェルカムな態勢でいると、すごくあれこれ教えてくれたりとかするので、その公園にちょっとロゴマークを含めたパネルみたいなのをつくるとか、そうすると大人も見るし、子どもも見るし、子どもはハテナかもしれないですけども、大人が目にする機会があるかなと。帰りがけに3人いるお子さんの一番ちっちゃい子は男の子だったので、その子が「なんでつらいんだろう」みたいなことをおっしゃっていて、公園はポロっと本音が出たりする。お母さん同士が、知らない人同士が、話すようになったりとか、学校のこととか情報共有を初めて会ってもしたりするので、そういう学校プラス公園とかもいいのかなと思ったのと、すごくいっぱいでごめんなさい。

内田会長

全部お願いします。

別當委員

よく踏切に命の相談のパネルがあるじゃないですか。あれみたいに、子育てがづらい方へ、子どもの権利を押しつけるのではなくて、大人も子育てに悩んでいる方とかが相談できるようなパネルを公園に設置できたらいいなと。ごめんなさい、とっ散らかって。

内田会長

いやいや、とても大事ですよ。さっきも、まさにプレッシャーにならないような権利の普及啓発がというお話が出ていたところと、まさにつながるところのご意見だなと思って聞きました。だから、条例の内容はこういうものがあるという話だけじゃやっぱりないですね。そうではなくて、子どもの権利を保障していこうというとき、親自身の権利もやっぱり守られていないと、なかなか子どもの権利を考える余裕もなくなってしまうから、まず親がもし厳しい状況に置かれていたり、誰にも相談できなかつたりというときには、まず親がそれを誰かに相談できるようなところも併せて伝えられる広報・啓発というのが大事なのだと今すごく思いました。

別當委員

よかった。伝わらないかなと思いながらお話したところもありました。

内田会長

共有できました。

林委員

そういう意味では、11月は児童虐待防止月間で、逆にそこをうまく使って、区全体で子どもの権利について考えるみたいなことをやったほうがよくて、学校で何かやる時も、11月に何かやりましょうみたいな。集中的にそこでやらないと、バラバラな時期にやると散漫になってしまうので、そこをうまく11月20日前後、1週間なのか月間なのか分からないですけども、そこでやったほうがいいような気が。川崎の過去で結構そういう意見が出ていて、バラバラで統一感がないみたいなのがあるので、そういうことをやると、学校の中でも11月中に一回、子どもの権利、あるいは、権利条例について勉強する機会を設けてくださいとやると統計がとりやすいと、教育委員会としても、というのがあるので、何かそこができるといいかもしれない。

田谷副会長

既に学校で予定されているいろいろな講演会に、ちょっと5分、3分、お時間をいただいくのも手かと思うのですが、さっき内田先生からもらった資料ではポスターについて、子どもに対してはあまり効果的にはないのですけれども、子どもがいない方などに対しては結構効

果が出ているので、パネル・ポスターはチラッと見て、そこにQRコードをつけていくというのは一つ手だと思います。リーフレット、ホームページだけではなくて、ポスターをつくって、それこそコンテストをやっていただいてもいいので、入れていただきたいというのと、さっき、別當委員の発言でそうだと思ったのですが、ちょっとしんどい親とか、ちょっとしんどい子は下を見るので、マンホールも手だなと思いました。前じゃなく、下に、信号で止まるころのラインに入れるとか、下につくるといふ発想もあると思います。マンホールをつくるのは大変ですけども、下に何かスキップしてケンケンパできるようなものをパネルみたいにしてやっていくのも手だと思うので、いろいろなアイデアを使えたらいいと思いました。

内田会長

出ますね。いろんなアイデアが。すばらしい会じゃないですか。まだ出ますね。

小保方委員

まさに、どうやって広がっていくかというお話で、皆さんのご意見、そのとおりだなと思って伺っていました。特にロゴマークをつくるというのをおっしゃってくださって、パツと思いついたのは、SDGsみたいにバッジをつけていたりすると、私、元国際協力の団体にいたので、最初のところから関わっていたのですが、やっぱりいかに普及するか、前のMDGsの時からすごく課題があったのですけれども、SDGsになって、分かりやすく、かわいらしくて、おしゃれっぽいデザインができたことによって、結構つける方が増えてきたというのがかなり成功だったなと思うのです。なので、あんまり硬いとか言うより、おしゃれでかわいい、何となく意味は知っているけれども、取りあえずつけてみるというのからスタートでもいいのかなと思いました。

あと11月20日のイベントに関しては、今年度はもう予算が決まってらっしゃるのかなとは思ったのですけれども、やっぱりいろいろなイベントがそこでできるといいなと思う中で、今回会場にされている場所は兎相ができたところですよ。やっぱり兎相は親にとってはすごくハードルが高くて、ふだんから気軽に見られるような機会があるといいなと思っていたので、兎相はそんなに最後の手段ではなく、気軽に行けるのだなということを感じてもらうための見学会みたいなのができるといいかなと思いました。

ちなみに、ロゴマークはバッジをつくって、その収入が得られたら、それを次の年の11月20日のイベントの何かやるファンドレイジングに使ってしまってもいいかなと思いました。以上です。

事務局(子ども家庭支援担当部長)

確かに子ども・若者支援センター内に中野区の児童相談所を開設させていただきましたが、

事業運営している場について、当日はまず、基本、児相の職員は出勤していませんし、その事務室内をご覧いただくのはちょっと厳しいかなと。開設前はいろいろな関係の団体の方などには見ていただいたのですが、そのところはちょっと難しいところです。

小保方委員

入り口のところで、ここがというのも難しいですか。

事務局(子ども家庭支援担当部長)

今回は、子ども・若者支援センターの、教育センターの10階部分なのですけれども、図書館のエレベーターで上がるので、別ラインなのですね。ラインが行ってしまっていて、そっちに行くほうは開いてないです。

小保方委員

今回は、ですよ。

事務局(子ども家庭支援担当部長)

普通の営業日も児相の中の見学は、一般の方はできません。事業運営が始まってしまっているんで、ちょっとそこは厳しいかなと。

小保方委員

児相ができてすごく遠いなと感じていたんで、その距離が縮まるといいなと思った一案でした。

事務局(子ども政策担当課長)

そういう意味では、今回同じ複合施設の中でやるので、外観とかは見ていただけますので、少し身近な場所に感じてもらえればいいなとは思っています。ありがとうございます。

相川委員

今のお話だと、例えば写真だけでも撮って展示するとか、こういう入り口なのですと、紹介するくらいだったらできるのかなと思ったのですが。

事務局(子ども家庭支援担当部長)

入り口のところは、いろいろな教育相談とか、就学相談とか、相談の窓口だけは全然写真は撮れます。中は事務室内になってしまうので、そこは、普通に6階は相談窓口なので、児相ということではなくて、幅広く教育相談ですとか、就学相談ですとか、そういう相談を受けるところのフロアの、もちろん相川委員のおっしゃるように、それはうちのほうでも資料はありますし、それを見せることは可能です。

相川委員

動画にして、例えば相談に行くと、まずこういう手続をして、このような流れで話を聞いてもらえる、ということがわかる案内ビデオなどをつくれるといいのかなと思いました。特に子ども向けに、もし相談に行ったらこうなるよと、伝わるものがあるといいとも思いました。

事務局(子ども政策担当課長)

ありがとうございます。

内田会長

そこは多分、相談・救済というところで中野区に新たに設置された子どもの権利救済委員、そこと連携しているといいと思いました。まさに私たちのほうからも、やっぱり子どもの権利の普及啓発のためには、権利の知識だけを話すのではなくて、相談する場所、それから救済制度はこういうものがあるということも併せて届けていくことがやっぱり出てきましたよね。やっぱりそこが求められているのを、救済委員も十分そういったところを踏まえてつくられている制度だから、また救済委員の役割として、子どもの権利条例の普及啓発というのが一つ大きな役割になっていますので、ここはぜひ、連携してやれることがあるのではないかなと思いました。あちらのほうを中心にもしかしたらビデオをつくれるかもしれませんし、そういうところ、こちらから出てきた意見を、むしろあちらにお届けして、それも踏まえてつくってもらうとか、そういったところはうまくやっていけるといいですよ。特に条例制定のグループ、メンバーがいらっしゃるので、いろいろ関係性もあると思うので、そんなところもうまく活用していけたらいいですよ。

事務局(子ども政策担当課長)

子どもの権利救済機関につきましては、9月1日に中野区の教育センター分室という早稲田通りのところにある建物の中にオープンする予定で、先ほど内田会長がおっしゃっていただいたように、子どもの権利救済委員については、救済をするだけではなくて、それと併せて、子どもの権利の普及啓発も行っていくということで、単に子どもの権利を普及啓発するだけではなくて、セーフティーネットの部分も含めて一緒にご案内するような形の役割になっているのかなと考えています。

田谷副会長

そちらの広報はどんなふうに行われているのですか。

事務局(子ども政策担当課長)

9月1日に開設するという区報であったり、あと、これはまだ検討中なのですが、カードサイズくらいのものでつくって、それを配るのが他の自治体の事例を見ても一番効果的

ではないかなということで、今、どういう手段で、子どもたちを中心にして、まずこの相談室をどう知ってもらうかというところを検討しているところです。

相川委員

中野区の方は分かると思うのですがけれども、「中野大好きナカノさん」はすごく印象に残る存在です。好みは別れるのですが、「ちびナカノさん」も図書館で借りられたり、結構面白い仕掛けがあります。片仮名で「ナカノ」、中野大好きナカノさん。性別不詳で、好きなように生きたいといった、そういうコンセプトなのですが、例えばそことコラボしても面白いかと思ったので、コメントさせていただきました。

あと、この間、外国籍の中高生世代のお子さんの意見聴取をしたときは、母国語で話せるオンラインゲームで遊ぶと話をしていたのが印象に残っています。中野区だけでできることではないのですが、ゲームの中で広報していくことも本当はできたらいいのだろうなと思っております。以上です。

内田会長

ありがとうございました。いろいろアイデアは出てきて、これらを実行に移すときのマンパワーが必要になってくるのですよね。

私、一つ、提供できる場所かなと思っているのは、私は大学にいるので、大学生。子どもに非常に近い年代というところで、子ども時代のことも覚えているし、また、大人としてのいろいろな立場も学び始めていて、非常に貴重な時期なのですよね。この間、私も経験上、子どもの権利について学習するプログラム、先ほど朝の会でちょこっと何かお話ができるといいのではないかと、そんなお話があったので、例えば5分、10分のあの時間で、こんな話をすると子どもたちが自然に子どもの権利について考えられますよというアイデア集とか、そういうものをつくって、例えば教育委員会の指導主事の先生とかそんなところに意見いただいたり、アドバイスいただいたりして、学校でパッとできるアイデア集を先生方にご提供するアイデアをつくっていくところをほかに任せることも考えられるかなと思っていました。我々もいろいろ学生たちと関わっているので、そんな活用といいますか、関わりもあり得るのではないかなと思いました。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、今のが議題の「理解促進に関する検討」2でした。

次、3と4に行きたいのですが、議事のまず3のほうにそれでは行きたいと思います。「子どもの意見表明・参加の促進に関する検討」、こちらをまず事務局から資料のご説明をお

願いたします。

事務局(子ども政策調整係長)

それでは資料3、「子どもの意見表明・参加の促進に関する取組について」をご覧ください。

まず、(1)、区が実施しております「子どもの意見表明・参加に関する事業」については、こちら資料のとおりでございます。子どもの意見表明については後ほどご説明いたしますが、中高生世代がワークショップ形式で意見を出し合う「ハイティーン会議」を行っております。また、子どもが参加できる事業として、「なかのエコフェア」や「子どもエコ講座」など、子ども向けのイベントを実施しているところです。

次に、(2)子ども会議についてですが、こちら、中野区子どもの権利に関する条例第14条におきまして、子ども会議について規定しておりまして、第2項で「区長は、子どもに関する区の計画その他区長が必要と認めることについて、子ども会議に参加する子どもの意見等を求めるものとします」と定めておりまして、資料の(2)②に記載しているとおり、令和4年度については、ハイティーン会議を条例第14条に定める子ども会議と位置づけまして、皆様にこちらの権利委員会でもご検討いただく推進計画等についての意見を求める予定でございます。

また、参考資料2を併せてご覧ください。こちらは、「他の自治体で実施している子どもの参加の取組」ということで、子どもの権利に関する条例を制定し、条例に基づき、子どもの権利に関する推進計画を定め、取組を進めております豊島区、川崎市、札幌市の事例を掲載しました。取組等の検討においてご参考にさせていただければと思います。資料の説明は以上です。

内田会長

ありがとうございました。今の事務局からの説明について、何かご質問等ありますか。こちらのほうを参考に、今度は意見表明・参加の促進という柱について、皆さんにご意見を伺っていきたく思っております。自治体として三つ、事例を出させていただいているのですが、それ以外にもいろいろ事例はあって、そんな話をさせていただいてもいいですし、あるいは、中野区でこういった取組をやっていくといいのではないかなんていうアイデアをまたいただいてもいいですし、どこら辺からでもいいですけれども。質問、お願いします。

小保方委員

ハイティーン会議についてちょっとお伺いできたらと思います。私のほうが分かってなくて申し訳ないのですが、いつからスタートされていて、何年ぐらい続いていらっしゃるのかということと、令和3年度の参加人数を書いてくださっているのですが、これは例年これぐらいなのか、何か傾向があるのかということ、あと、グループ形式で話し合いをしたことによ

って、何かアクションにつながったものがあるのかどうなのか、その3点をお願いします。

事務局(育成活動推進課若者活動支援係長)

育成活動推進課の若者活動支援係長の関田と申します。私、ハイティーン会議を担当している部署になるのですが、こちらハイティーン会議のほうは今年で20年目を迎えまして、ずっと継続してやっているものなのですけど、参加者の傾向としましては、大体令和3年度の参加者と同じぐらいといいますか、大体これぐらいの人数で毎年行っているところです。

内容につきましては、こちらに書かせていただいているとおり、テーマを設けてワークショップ等を行っておりまして、最後に報告会という形で、関係機関の方であったりとか、区長、教育長等に見てもらふ発表の場というのを設けさせていただいております。そこで報告会をした後に、これまではちょっと報告会止まりだったところがあるのですが、令和3年度については、参加者の方が学校に持ち帰って、自分たちの活動につなげていったりという広がりを見せ始めたところではあるのですが、また、令和4年度については、今度委託という形で専門業者の知見も活用しながら、さらに広がりを見せるような活動にしていきたいと考えているところでございます。

小保方委員

ありがとうございます。年1回という形で、実施されるのですか。

事務局(育成活動推進課若者活動支援係長)

お手元に配付させていただきましたこちらのチラシに活動日のほうが書かれておりまして、今年度につきましては、8月28日から全5回を予定しているところでございます。

小保方委員

ありがとうございます。

内田会長

質問ありがとうございました。中野区のハイティーン会議は、私も当初から知っている取組でした。20年になるのですね。中野区ではずっとこの子どもの参加の取組が蓄積されているということは、私の中野区の印象の一つとして、ずっとあったところだったのですが、ハイティーン会議の、子ども会議、また、それ以外で、意見表明・参加の促進ということで、どのようなことをさらに提案をして実行に移せるかどうかというところで、例えばこちらの子ども会議、今ご質問をいただいたように全5回ということなのなのですが、こういった会議のあり方というところも一つ、考えていくポイントになるのかなとは思いました。特にこちらは中高校生に参加が限定されていたと思うので、小学生はどうなのかとか、他自治体の似たような子

ども会議を見ていくと、小学校から高校まで全部一緒に会議をやっているところもありますし、いろいろ、小中というところもありますし、いろいろなのですが、子ども会議のあり方というところを検討していくのも一つの視点、こういった子ども会議に多様な子どもたちが参加できているのかどうかとか、またそういった多様な背景を持っている子どもたちの意見をまたどう日常的に反映していく場をつくるのかとか、いろいろな論点はあるのかなと思います。

相川委員

二つあるのですが、まず一つ目、区が実施している子どもの意見表明・参加になると思うのですが、授業ではないかもしれないのですが、うちの子が小学校に通っているとき、たまたま区長が来て、意見交換するみたいなことがありました。あれは何だったのかなというのがまず質問です。

事務局(子ども家庭支援担当部長)

児童・生徒と区長のタウンミーティングとして、小学校なり中学校なりで選出してもらったところに行っています。教育委員も同じような形で小中に行って意見交換しておりますが、そのことだと思います。

相川委員

うちの子の通う学校では「区長の給料いくらですか」とかそういう質問が出て、すごく面白かったという話を聞いています。それはもう立派な、意見表明の場なのかなとちょっと思ったので、コメントさせていただきました。

二つ目として、札幌である「児童会館子ども運営委員会の拡充」というのはとてもいいなと思いました。中野区にも児童館はあって、運営委員会はあるのですけれども、大人が中心になって開催されています。子どもと児童館の先生のお話を聞くと、ローカルには、例えばかたきをやる時間は何時から何時までにしようとか、そういったルールについては子ども達と児童館の大人も交えた形で話しているということは聞いていますが、もう少し大きな枠組みで、児童館の先生と子どもたちの意見交換する場を支援することができたらいいのかなと思っています。

今年、私が知る限り、初めてなのかなと思うのですけれども、児童館が子どもにアンケートをとっていたのですね。なので、そういうのを継続して、できるといいなと。ほかの自治体だと、児童館にテレビゲーム機を持ち込んでいいところもあると聞いたことがあります。中野区ではSwitchなどゲーム機の持ち込みは駄目で、雨の日は児童館の軒下でゲームをやっている、そういう状態なのですね。この暑い中、本当にここ最近の夏は大変なので、そういうところも

うちよっとなんとか子どもの意見を聞いて、ルールを守るから中で遊ばせてとか、そういうふうになったらいいなと思っています。

内田会長

ありがとうございます。

事務局(子ども家庭支援担当部長)

アンケートは子どもたちだけではなくて、児童館を利用されている保護者の方や、あといろいろ運営に関わってボランティアで来ていらっしゃる方に様々児童館利用についてアンケートをとって今、集計をしているところになります。今後様々出していきたいなと思います。

2点目のゲーム機の話なのですけれども、これがなかなか微妙で、結構壊してしまったりするのですよね。だから、児童館でゲーム機の持ち込みを、「児童館に来たときはゲーム機じゃなくて、違う遊びしない？」というのが多分児童館職員の思いだと思うので、相川委員のご意見としては、館長たちに伝えたいと思います。ありがとうございます。

内田会長

ありがとうございます。児童館の運営委員会について子どもが参加していくように、私たちが例えば意見を出して行って、子どもの委員を常に常駐しているメンバーとして位置づけていくというのも一つ、出していい、出さなければいけない視点じゃないかなと思って伺っていました。

それからどうですかね、例えば、私から言うと、こういった子ども会議で出てくる話題として、学校を遠巻きにするというのがよくあります。まちの中のゴミ問題とか自然問題とか、そういうことはもちろん重要なのですけれども、学校において、いろいろ問題を感じることにしているをなかなか話せない、そこを問題にできないというところが、一つ、もっとそこを話せるような、例えばいじめをなくすことだったり、校則を見直すことだったり、そんなところこそ、子どもにとっては子どもの権利を考える上で非常に身近なところで、環境ももちろんですけれども、やはり日常生活の中で、子どもたちへの安全というところも多く関わっていて、また権利侵害を感じている、そういったところの話合いがもっと突っ込んでできるといいのではないかなというのが私としては感じてきたところでした。

それから、あとは、アンケート、前回、資料を共有してくださった調査結果を見ると、公園に対してとか、図書館とか、そういったところへの意見が随分自由記述でもありました。やはり子どもたち、自分たちが使ってきている施設ですので、子どもたちがある意味、一番気づく当事者ということでもあるので、そういった子どもたちの意見が日常的に集約されて反映させていく

ような仕組みが今現在ないのであれば、そういったところが、図書館についても、公園についてもいろいろなところで子どもの意見が出される場をつくっていくことが大事なのかなと思って、このあたりについては考えていましたが、何かありますか。

林委員

今の話で言うと、例えば区長への手紙みたいなものは、子どもは受けつけていますよねということであれば、ちゃんと明記してほしいなと思いますし、私がよく言っているのですけれども、2019年に板橋区で小学生が陳情を行って、小学校5年生の子でNHKでも取り上げられていたのですけれども、陳情制度は年齢規定や国籍条項は一切ないのですよね。18歳からの有権者かどうかは問わないですので、それは中野区でやったという実績があるかどうかはともかく、別に10歳の子が陳情してもいいわけなので、制度としてはあるよということを行政側がきちんと明記しておくことが大事。憲法16条に書いてある参政権としての権利ですので、そこはきちんと自覚を持っていただいたほうが、特にこういう会はいいのではないかなと思っております。そういう意味ではちょっと、分からないのですけれども、例えば選挙管理委員会が何かやっているのかなとか。あとは、小学校、中学校、高校での子ども参加というところがどう位置づけられているのか、生徒会とか児童会とかいろいろあると思うのですけれども、そういった取組はどうなのかなというところが一つ、気になっています。

内田会長

PTAでアンケートをとったと伺ったのですけれども、それはどのような、今、集計中ですか。その話、少しご紹介していただいてもいいですか。

大橋委員

小学校のPTAも中学校のPTAも、施設や教育環境についての行政に対する要望書というものを作成しております。ここ2年、コロナでなかなか学校に行けないという側面があったりしますが、主に保護者から意見をとって、特に小学校に関しては、子どもがあまり言えないのではないかという先入観から保護者からのアンケートという形をとっていたのですが、中学校に上がって、保護者に聞くと、学校に行っていないから分からないと言うのですよね。ごもつもののですけれども、やっぱりここは日頃使っている生徒さんに声を聞いてみようということで、Googleを使ってアンケートをとらせていただきました。そんなに多くの回答はなかったのですけれども、数件の児童からの回答に関しては、特徴的なのは、特になし、特になし、特にありません。本当になしとはちょっと思えない。こういうふうに諦めているのではないのかなという思いを抱いているのですね。親御さんからの意見がやっぱり子どもを代弁した意見といっ

たことが挙がっていましたが、こういうアンケートをとると、どうしても出てしまう学校に対するご意見、先生に対する思いなどが出てきたりして、その辺はうまく調整をしながら、また別の機会を見ながらという形ですけれども、なかなかアンケートの仕方、とり方、前回のお話や今回の資料にもありましたけれども、いきなり大人が聞いてもなかなか答えてくれないという側面があると思うのですよね。そのあたりをどういうふうに捉えていくのか、この辺は大変難しい部分ですし、町会の方たちの意見としてチラッと出たのは、子どもの権利はどういうことみたいな部分がやっぱり、その時代を生きてきた方にしてみれば理解できない部分があるので、聞き方とか集計の仕方に関しては、いろいろアイデアを盛り込まないと挙がってこない。最初のうちは、やっぱり意見を言って大丈夫なのだなという雰囲気をつくらせて集めるのが大事なのかなと感じた次第です。あまり参考になりませんが。

内田会長

いえいえ、ありがとうございます。ちょうどその次の議事の4の「子どもたちの意見聴取に関する検討」というところで、まさに子どもたちの意見聴取をどう行っていくか、どうやって子どもの意見を受け止めていくかというところでちょうど話そうと思っていたところだったので、続けて、議事の4に行きたいと思います。それで今のところで、もしまだ何かご意見があれば、ちょっと出し切るところまで時間をとれませんでしたので、何かありましたら、思い出したものがあれば、事務局のほうにということでもいいですか。

事務局(子ども政策担当課長)

また、それぞれの委員の方にメールさせていただきたいと思いますが、今日出し切れなかった意見を事務局のほうに寄せていただいて、また委員の皆様と共有することを2回目と3回目の間に挟みながら、次の第3回でもまた議論を深めていくというやり方でやらせていただければと思いますので、よろしくお願いします。

内田会長

そのような形でよろしくお願いします。議事の4です。「子どもへの意見聴取に関する検討」というところで、資料の4をご覧ください。前回の議論、特に意見聴取の対象について皆さんにご意見を出していただいていたところでしたが、それを踏まえて、事務局と合同で資料を作成させていただきました。

まず、「目的」、「実施時期」、このようになっていますが、意見聴取の目的は、推進計画に盛り込むべき理念、それから取組などを検討していくに当たって、これまでの子どもへの意見聴取で聞けていない子どもに対して意見を聴取して参考とすることを目的として、これから実施を

していくと。実施時期が7月上旬から、今ですけれども、8月上旬の1か月ほどということで計画をしています。なかなかタイトなスケジュールになるのですけれども、実施をそのような形でしていきたいと。

次に、対象ということですが、前回から出されていたところが、一つが、「児童養護施設に入所している子ども」、それから「里親家庭で暮らす子ども」、「不登校の子ども」、「外国籍の子ども」、「LGBTQの子ども」、それから「ヤングケアラー」、そして「乳幼児」。また、「障害のある子ども」、「難病の子ども」、医療的な支援を受けている長期入院等をしている子どもですね。それから、あと、ハイティーン会議の子どもたちにも改めて聞いてはどうかとかという案をお出ししています。

それで、裏をめぐっていただいて、先ほど大橋委員からもどのように意見聴取をするというのかというところで、一応やり方として三つ、例として挙げています。

一つは、ワークショップ形式。子どもの人数にもよるかなと思いますが、ワークショップで、前半でアイスブレイクをして、あるいは条例を知るワークショップをする。後半で日頃の思いとか困り事、こういったことを話し合うワークショップをして、そこから推進計画に生かしていく内容を私たちが受け取っていく形式。

これについては支援団体、具体的に皆さんがご存じのところがありましたら、ぜひ教えていただきたいのですが、様々な支援団体があるかと思うのですね。その支援団体に意見聴取させていただける子どもたちを推薦していただくとか、あるいは、全く私たちが見ず知らずでいきなり話を聞いて話せるかというところが確かにありますので、意見聴取のサポートなども、例えばご協力いただけるかどうかとか、こういったところに依頼をするというのが一つ、考えているところです。

大事にしたいのは、私たちが出向く。ここに来てくださいというよりも、日頃子どもたちが活動している場所に私たちが出向いていくアウトリーチ型というのをイメージしています。これが一つ、ワークショップで子どもたちの意見聴取をしていく、全体で1時間から1時間半くらい必要になってくるというやり方ですね。

それから、もう一つは、ヒアリングです。委員が、実際に意見聴取をしてもいいと言う子どもたちと対面で話をしていく、ヒアリングをしていくものです。委員から権利条例のパンフレットの話をもっと簡単に、条例に規定されている権利について説明をして、日常の思いとか、困り事についてをヒアリングしていくというのが、このヒアリングというやり方。

また、3番目に、アンケートです。対面で話すことはやはりちょっと避けたい、でも意見はあ

る。そんな子どもたちを対象に、日頃の思いや困り事などについて、自由記述形式でアンケートを実施してみると。例えば困っていることとか疲れること、つらいことなどがあるかどうか、中野区は子どもに優しいまちだと思うか、また、その理由はどのようなものかということ自由記述形式で聞いていくアンケート形式。

子どもの意見聴取の方法は様々あると思うのですね。先ほど、私が乳幼児のところでお話をしたような、あんなやり方もまた一つの方法になります。子どもの年齢とか、子どもの特徴とか、本人の意向とか、そういったところを踏まえて、より望ましい方法で、いろいろな方法を準備して、意見聴取していくことを想定したいと思っています。ここの中についても、いろいろご意見があれば後でぜひ伺いたいところです。

それから、今、配慮すべき点として、現時点で思いついているところを挙げていますが、子どもにとって参加することが楽しいと思えるような配慮をするということ。リラックスできて、居心地がいいと感じる場所で行うこと、休憩を多くとること、エナジャイザーというんですけど、体操をしたり、ストレッチとか気分転換を入れること、軽食・スナック・ジュースなどを提供すること。これはユニセフの子どもにやさしいまちの、ユニセフ国内委員会向けのツールキットというのがありまして、そこに書かれている子どもに参加を求めるとき、子どもの参加を進めていく上で、必要な配慮として挙げられているものです。

それから、次のところですが、これは名古屋市の子ども青少年局が出している「子どもの社会参画のよりどころとなる指針」という、これなかなか面白い文章で、これもぜひ後で、ネットで見ていただきたいですが、そこにもまとまっていることがあります。意見を聞くときに大人に配慮してほしいこととして、子どもから上がった意見として、小学生からは「友達みたいに接してくれる、気楽に聞いてほしい。」と。中学生からは「話すことが得意じゃないから途切れ途切れに話すことが多いので、遮らずに聞いてほしい。」とか、「話を聞いているときに足と腕を組まないでほしい。怖い。」という意見とか、「優しく話を聞いてほしい。否定しないでほしい。」これはたくさん挙げられていました。私たち、つい、それは違うと言ってしまっているのではないかなということなのですが、まず聞いてほしい、まず否定しないで全部聞いてほしい、という意見が非常に多かったという紹介があります。伝えたことを否定せずに、一旦は受け止めてほしい、否定から入らないでほしい。あと、子どもの年齢に応じた発達段階ごとにそれぞれ異なる特性があること。病気や障害、日本語以外の母語である場合や外国にルーツがある場合など、自分の思いを言葉や態度に表出することに困難がある子どもたちに対して、それぞれの状況に応じた配慮を行うようにと。話したくないときは話さないでいいということ。また、意

見聴取をした後、子どもたちの意見がどのように生かされたか、聞きっぱなしではなくて、きっちりフィードバックをするということですね。というようなことがこのような指針にもまとまっていて、私たちがこれからやっていく上でも参考になる指針だと思いますので、ご紹介もしました。このようなところで、いろいろな方法で、子どもに合わせて行っていきたいと思っ
ているのですが、対象のこの案とか、あるいは方法も含めて、もし何かご意見いただけましたら、
よろしく願いいたします。どこでも、どのようなことからでもいいのですけれども、どうで
しょうか。

別當委員

さっきの大橋さんの話からも、ピンときたところがあったのですけれども、よく学校で子
どものいじめアンケートが配布されるのですけれども、親子で考える機会になってすごくいいと
思うのですが、そこはグレーな感じなのですけれども、よく子どもから相談されるのが、児童
同士のこの子こういうことを言うのだよとか、心に残ったエピソードとかを言ってくれるので
すけれども、先生に対する意見とか、学校に対する意見というのが結構言われるのです。その
とき答えようがないというか、具体的には言いにくいのですけれども、じゃあその先生にそう
しないでほしいよと伝えようかと言うと、いや、それはいいと言うのです。言うのは怖い、言っ
てしまうと何か自分に返ってくるかもしれないとか、あと言ったって何が変わるのかという
意味で、先ほど大橋さんが言ったように、諦めることがやっぱり多いなと。そういう意味では、
いじめのアンケートと同じような感じで、学校で困っていることアンケートというのはどうい
ふうにフィードバックして改善していくかは見えないのですけれども、とる意味はあるのかなと
思います。

内田会長

内容としてですよね。とても大事ですよね。そこを避けては通れないかなと思います。

小保方委員

この前の議題の意見表明のときもそうなのですけれども、意見聴取も声なき声をどうやって
拾っていくかということだと思っ
た。具体的なスケジュールのところのお話になってしまうのですけれども、今日7月なので、こ
の1か月でとっていき
中、今、前回の議論の中で出てきた方々を入れてくださっているの
すけれども、やっぱりここはちょっと現実的に優先順位を決めて、全員というのはできるので

しょうかというのと、これは誰がどうやるイメージで進めていくのか、それによってやっぱり優先順位をどうしても決めなければいけない場合もあるのではないかなというのが現実的なところでちょっと感じたところです。最後に載せていただいた名古屋市の情報の中で、いろいろなお子さんの声を載せていただいて、私も改めて読んで参考になったのですけれども、やっぱり意見聴取後に子どもの意見をどう生かしたかのフィードバックがないと、次はないのではないかな、次は答えてくれないのではないかなと思います。今おっしゃったいじめのアンケートも、ついこの間ありまして、私も息子と一緒にやりましたけれども、息子は全部分からないと答えておいてと言っていました。そこにはいろいろあるのだろうなと。でも、日々会話の中で感じていますけど。でも、1年生からやっているのかな。それで息子は毎回分からないと言っているのですよね。でも、それに対して、それは一つの声だと思うのですけれども、特に学校から何かフィードバックがあるわけでもないのに、結局、そうなるって次、アンケートをするときに、結局また真の声は出てこないのかななんて思ったりもしたので、まさにここに書いてある最後の文章の、フィードバックというのを子どもの権利委員会でやるのであれば、大切にしなければいけないなと思ったところでした。

内田会長

私もそこだけは譲らないでやっていきたいと思っているところです。でないとやっぱりまたかと諦めてしまいますよね、何を言っても結局何も変わらないじゃないか。やっぱり変わるところを見せたいと思いますよね。この権利委員会の第1期で、そこは必ず達成したいと思います。そこは大事ですよ。

小保方委員

やっぱり全部やりたいですが、なかなかマンパワーと時間も限られているのですけれども、大事なのは最初の1回目で一つ成功事例をつくることだと思います。それをつくっておけば、次ももしかしたらという期待をしてもらおうというのが大事ななと思うので、あれもこれもとどうしても私たちもやりたくなってしまふのですけれども、そうすると全部中途半端になつてしまふと子どもたちに対しては結局見えなくなってしまうのかなと思うと、一つ成功事例をつくれるといいなと思いました。

内田会長

実際に意見を聞いて、それをこう生かしてこう変わったということ、また、子どもにフィードバックをしてということが、何か少なくとも一つは必ずつくりたいというところがありますよね。

小保方委員

できれば、分かりやすい、目に入れやすい。私もちょっと全部お子さんの意見を見たわけではないのですけれども、結構公園のトイレが汚いという意見がいっぱいあるなと思っていて、本当にそういう小さなことなのですが、何か変わったなというのが1個あると、少しずつ子どもたちもオープンになってくるかなというのを考えております。

内田会長

最初が本当に大事だと思います。私もトイレは物すごく目について、トイレは大事なのですよね。実際、途上国でトイレがなくて、例えば女の子が、女の子の日が来るときに、なかなかそのときに学校に行けないとか、それで学ぶ機会を失ってしまうのですよね。子どもにとっても、あそこのトイレ使えないからと我慢してしまったりとか、あるいは、トイレが汚いから、遊びに行くのをやめてしまうとか、そんなことにつながってしまうという意味では、とても大事なところだと思うのですよね。そういうのはぜひ挙げていきたいなと思ったところでした。

相川委員

優先順位をつくる際に、外していただきたくないなと思うのが不登校のお子さんのところです。今回コロナでオンライン授業をトライアルした学校が幾つかありました。それを継続的に中野区として、体制として整えていくことで学びの機会を保障していく。コロナをきっかけに不登校の子も学校には行けないかもしれないけど、ちゃんと学習が保障できるよということをやっているっていただきたいなと考えています。フリースクールにも行けない子もたくさんいらっしゃると思うのですが、何とかしてアクセスして、オンラインでアンケートでもいいので何とかとれないかなと思っています。あとは、何を聞くかというところで、中野区は今、大きな再開発をしていますので、その再開発で中野に何があったらうれしいか？というのを子どもたちにぜひ聞いていただきたいなと思っております。以上です。

内田会長

ありがとうございます。ぜひ内容も伺いたいところだったので、ありがとうございます。特に不登校の子どもについては優先順位を上げて聞きたいというご意見をいただきました。ほか、どうでしょう。お願いします。

隅田委員

先ほど小保方委員がおっしゃっていた優先順位をというお話、確かに時間もありますので、やむを得ないなというところはあります。今回には入れられなかったとしても、少し皆さんの頭の隅に置いておいてほしいなと感じたことが一つありまして、対象の子どもたちを、軽度の

発達障害の子どもたち、それは診断がついている子もいれば、非常にグレーなまま、あやふやなままいる子が、本当に学校の中に多いのですよ。皆さんが思っているよりも正直多いのですね。今回対象には入っていないですけど、先ほど言った一つ成功事例をつくったら、来年度、再来年度、また続きますので、その中で最初にピックアップができればとても素晴らしいかなと思いました。

そのためには、中野区では多分小中で、巡回指導で軽度の発達障害の子を指導されていますので、その中からのピックアップだったり、そこには在籍していないけれども、一応各校の中で特別支援会議があるので、非常にグレーな子もピックアップされているのですね。その子たちの中からも選択肢を含めて、意見が聞ければとてもいいかなと思いました。その子たちがすごく生きづらさを感じているのは、毎日学校で本当に表現というか表している子どもたちが多いので、そこは置き去りにしてほしくないなと思いました。

実際にあったことなのですけども、アンケートのやり方の記述形式なのですが、生きづらさの中に、やっぱり学習のつまづきを低学年のときに味わってしまった子は、字を書く恐怖で、普通のカラーテストとかでも名前すら書かない、嫌だと、教室を出ていく子がいるのですね。ただ、そういう子も非常にグレーなわけですよ。そうすると、アンケートのやり方として、字を自分で、対面は難しい。じゃあ字で書いてごらんとっても、難しい子はたくさんいると思いますので、先ほど大橋さんがおっしゃっていたGoogleフォームとかの入力であれば、逆に気兼ねなくそういうことを保障できるかなというところと、話は戻ってしまいますけれども、学校で本当はそういうことを全てカバー、この権利に関すること、大分学校でカバーをしてもらわなければいけないなと思っているのですが、先生方の時間と人手と、それから学校の先生方がいらっしゃる中で申し訳ないのですが、先生のテクニックというかスキルがやっぱりちょっと足りない先生も多いので、そこをどうカバーしていったらあげればいいのかというのは、意見を聴取する上でも非常に大事なのかなと思いました。以上です。

内田会長

ありがとうございます。今、例えばお話しいただいた軽度発達障害の子どものことは、私がこれをつくったイメージとしては、障害がある子どもというところで、結構幅広く捉えていたのですね。今、隅田委員が随分いろいろ想定してお話してくださいましたよね。例えばこの子どもに聞いたらいろいろ話してもらえないのではないかと、もしそういう子どもがいたら、そこでヒアリングできないかなと思うのですよ。その声をちゃんと文字に起こして、推進計画のほうに落とし込めるようにできないかなと思うのですよね。

さっき優先順位というお話があったのですけれども、私最後の最後まで実はあまり諦めたくないと思っていて、今ここに私たち9人いますよね。ここに黒丸10個あるのですよ。一人一つか二つか担当して、何とかカバーできるのであれば、一人二人にでもいいから話を聞けないだろうかというところを粘りたいところが実はあります。それで実際に、予定が合わないとか、本当にそういったところでできなかったということはもしかしたらあるかもしれないのですけれども、まずちょっとトライをしてみたいなと思っています。こちらから少なくとも、例えば支援団体を通じて意見を聞きたいのだ、そこで聞いた話を推進計画にちゃんと落とし込みたいのだという姿勢を示すことにもなると思うので、私たちがこういった対象を念頭に意見聴取をしたいというアクションをまず起こしてみるというのはどうかなと思って伺っていました。諦めない、まずやってみる、そこでちょっとできないかなと思っています。

そんな中で、まさに今、隅田委員がお話くださったみたいな関係性があるところに本当に数少なくてもいいので、でも丁寧に話を聞いていって、そこでどんな困り事があるのかということをつくっていくような、できれば先ほどの先生の多忙さとかいうお話がありましたけれども、そういったところをぜひ私たちができることでフォローできるところはフォローして、むしろ先生たちにも共有していければと思うのですよね。なかなか先生方が一人一人に時間をとって、丁寧に話を聞くことが今もし難しいのであれば、今、私たちがこういった意見聴取をすることで、伺い知れたところをぜひフィードバックもして、先生方にも生かしていただきたいと思うので、できる限りこういったところを何とか行けないか、何とかやれないかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

別當委員

前回の1回目の委員会で出た、シッター、無料塾にアクセスをしてみまして、そこには今、隅田委員がおっしゃったような学習障害、ふだんの生活は何の問題もない、人のお話を聞くことができる、話すこともできる。ただ、学習に関しては想像以上に理解ができないという方もいらしているそうです。そういう無料塾とかは曜日も決まっているし、時間も決まっていて、その場所にお子さんが来ている場合が多いので、ヒアリングしやすいかとも思いました。

内田会長

もしそういうところで一つ一つ何かそういうものがあったら、フォーマットを私たちが共通のものをつくって、これを一つ一つ聞いていくというものをつくり、それぞれが聞けるところを聞いていけないですかね。

別當委員

それぞれが。

内田会長

そう。無料塾に来ている子どもで、例えばこの中に該当する子どもがいたら、ちょっとそこについて話を聞くとか、人海戦術で一つ一つ聞けないかなと思うのですが。そんな話を今、進めていってもいいですか。

事務局(子ども政策担当課長)

事務局から提案なのですけれども、今、実施時期について7月上旬から8月上旬までと入れさせてもらってしまして、何でこの時期に設定したかという、中間の答申を権利委員会の中でおまとめいただくのが8月下旬ということで、理想としては子どもへの意見を聞いた上で中間の答申をまとめたというところが、一つ時期を設定している理由になります。ただ今のお話の中では、やっぱり推進計画をまとめていくに当たっての参考材料になるようなものになっていくと思いますので、そういうふうにと考えると、中間の答申は中間の答申で、こういうことをやっていったほうがいいのかということを経済委員会でおまとめいただいたものになるので、そことは直接リンクをしない部分もあると思うので、区が推進計画の中身をまとめていくのは秋口くらいになりますので、もう少し丁寧に時間をとって、期間をとってヒアリングすることが可能かなと思います。推進計画の骨子だったり、素案をまとめていくタイミングで、どこのタイミングだったらギリギリ、それが生かせるのかという時期をもう少し広めにとってヒアリングするというやり方もあるのかなと話を聞いて思ったのですけれども、そのあたりも含めていかがでしょうか。

内田会長

それだったら、ぜひそのような形でちょっと時間をとってやりたいですね。もし今、別當委員から言っていたようにこのあたり聞けそうだとするところがもしあったら、教えてください。どなたもいらっしゃらなそうだったら、全部私引き取りますので、行かせていただきます。

小保方委員

質問は、事前にまとめていただいている質問内容を聞くという認識でよろしいですか。それとはまた別ですか。

内田会長

聞く内容。一応、今ここに書いている日々の困り事とか、疲れていることとか、つらいことがもしあれば、そういうところを一つ。

小保方委員

これまで意見聴取をした中で、聞けてない方たちに同じ質問で聞くということではないですか。

事務局(子ども政策担当課長)

条例の制定の前提として、三つの質問というのを居場所に関係するところと、相談の話、あと、何をしているときが一番楽しいかということをつづ聞いていますので、それと同じ項目を聞くのか、今回、内田先生のほうで入れていただいている2ページ目のところの項目でいくのか、ということですかね。

内田会長

聞こうと思うといろいろ聞きたくなくなってしまうのですけれども、やっぱり絞ったほうがいいかなと思っていて、むしろ推進計画に落とし込む内容、これまでの施策でこういったところがカバーできていないなということを探るのが目的でもあるので、やっぱり困り事は聞きたいですよ。あと、さっき再開発について聞きたいというお話が出ましたよね。そういったことをやっぱり二つ、三つじゃないかなと思うのですけれども、あと、何かありますか。

小保方委員

私の理解が追いついてなくて申し訳ないのですけれども、前回のお話ではここに入っている意見の中で、まだ聞けていない子たちがいるよねというところから始まっていたので、同じ内容を聞くことでいろいろな意見の総取まとめとしてまとめる方向なのかなと思っていたのです。逆に新たな質問を聞くのであれば、また今まで聞いた子たちもその問いに対してどう答えているかということをつづ聞かないと、全体的なバランスが、集計した後に見えて来る分析とかで使うのにそごが出てしまうのではないかなと。新たな質問に対しては一部の子どもの意見になってしまうのではないかなというところが、ちょっと疑問に思いました。

内田会長

どう思いますか、そのあたり。三つの質問は、あったらいいなと思うことと、困っているとき、悩んでいるときはどうしていますか、あと、あなたは何をしているときが一番楽しいですか、ですね。

事務局(子ども政策担当課長)

先ほどの意見の中で出ていたのは、相川委員から出ていた再開発に伴ってというのは、まさにこの三つの質問のうちの一つ目の、中野区にあったらいいなと思う場所はどんな場所ですかと似ているのかなということと、今回の打合わせで資料に入れていただいているものは2

番ですよね。なので、先ほどの意見と、前回聞いたものは割と一致しているので、前回と同じ項目を聞いていけば、今の権利委員会の中で出た意見とそごはないのかなと思います。

内田会長

と考えていきましょうか。

小保方委員

同じ内容を聞いたほうがいろいろな方に差があったのか同じだったのか見えるなど思うので、じゃあお聞きする質問は基本この3問だけけれども、聞ける範囲でという感じですね。分かりました。

内田会長

特に①と②を実際は聞きたい。ただ、あまりつらい話だけでもあれなので、そこではいろいろ日々毎日何をしているときが楽しいというところがアイスブレイク的な話で入っていていいと思うのですね。①、②といくというのも聞き方としてありますよね。それはフォーマットをやっぱりつくりたいと思います。皆さんこれで聞いていくと、言葉も含めて。

小保方委員

あとは、時間とマンパワーが許せば、二人で聞きに行ったほうができればいいかなと。

内田会長

できればそうなのですけどね。

小保方委員

聞いているほうは主観が入ってしまうので、それを客観的に見るもう一人がいて、二人体制のほうがいいかなと思いつつも、ちょっとどこまで質を高めるかというお話かなと思います。

内田会長

聞き方、あるいは言葉の起こし方とかそういったところも技術的なところは共有しましょう。

事務局(子ども政策担当課長)

前回も事務局も一緒に行く形になっておりますので、我々も頭数に入れてもらって。

内田会長

委員一人と事務局という形で複数確保できそうですかね。みんなで回れないかしらと思えますけれども。ほかどうでしょうか。

特にここをとるのがなければ、割り振ってもよいのかしら、とかですね。あるいは、ここが得意だ、関係性があるというところがもしあれば、教えてください。特になければ、割り振らせていただく感じですかね。少しその支援団体というところを渡りながら、日程調整もこの委員

の方々としていく、この日だったら誰が行けるというところからいく場合もありますよね。この日私が行けるから、じゃあLGBTQの子どもに話を聞くとか、そういうことも現実的かなと思いますね。というぐらいでよいでしょうか、この点について。

事務局(子ども政策担当課長)

実施時期について、8月上旬ではなくて、もう少し後ろのほうまで考慮するとなると、もう少し余裕が生まれると思いますので、あとは行政のほうとつながっている団体がありますので、どういう団体を通じてやるのがいいのかは、内田会長と相談させていただいた上で皆さんにもお願いすることもあるのかなと思いますので、それは個別でまたメール等でご連絡させていただく形にしたいと思いますので、よろしくお願いします。

内田会長

ということで、議事の5「その他」というところに行って大丈夫ですか。事務局のほうからお願いをいたします。

事務局(子ども政策調整係長)

それでは、その他のところで、次回の日程についてご案内いたします。次回につきましては、7月16日土曜日、10時からです。場所は本日と同じく区役所5階の委員会室となっております。次回までの期間がまた短く、こういった意見聴取の準備含めて始まってくるとと思いますので、お忙しいことと存じますが、ご出席のほどどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

内田会長

どうもありがとうございました。それでは、10分ちょっと時間を超過してしまいましたけれども、第1期の第2回中野区子どもの権利委員会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後12時13分 閉会